

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

住宅課

### 【人事委員会】

○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

（以上県例規集登載）

## 目次

担当課（室）

# 令和元年12月24日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第六十七号

岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営住宅条例施行規則（平成九年岡山県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第二条第三項第四号を次のように改める。

四 削除

第七条第一項中「及び連帯保証人」及び「並びに連帯保証人に係る次に掲げる書類」を削り、同項各号を削る。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

第十四条中「から第七号まで」を「及び第三号から第七号まで」に、「から第六号まで」を「から第三号まで、第五号及び第六号」に、「第九条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

# 令和元年12月24日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第二十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第六のハ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表中

42
43
44
45
46
47

に改める。

47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

別表第六のニ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表及び別表第六のホ 小学校・中学校

教育職員給料表昇格時号給対応表中

46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
50
50
50
51

を

45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
50
51

に、

62
62
63
63
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66

66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
69
を
61

62
62
62
63
63
63
64
64
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66

# 令和元年12月24日 岡山県公報 号外

29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32

別表第六のト 医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

を

25
26
26
27
27

26
27
28
28
28
28
29

る。

31
32

を

25
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
30
31

に改め

60
61
61
62
62

に、

26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31

49
50
51
52
53
54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48

56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63

を

43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56

別表第六のへ 研究職給料表昇格時号給対応表中

38
39
40
41
41
42
42

66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68

に改める。

# 令和元年12月24日 岡山県公報 号外

別表第六の二のへ 研究職給料表降格時号給対応表中

77
78
79
80
82
84

91
94
97
100
107
114
121
125

に改める。

59
62
65
68
69
70
71

に、

90
92
94
96
103
110
117
124

を

・ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表中

58
60
62
64
66
68
70

を

別表第六の二のニ 教育職給料表(二)降格時号給対応表及び別表第六の二のホ 小学校

82
----

を

74
76
78
80
81
82
83

に改める。

別表第六の二のハ 教育職給料表(一)降格時号給対応表中

73
74
75
76
78
80

45
45
46
46

に改める。

45
45
46
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
42
43
43
43
44
44
44

別表第六のチ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

42
42
43
43
43
44
44
44
45

28
28
29
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31

に改める。

# 令和元年12月24日 岡山県公報 号外

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

## 附 則

を

71
74
77
80
82
84

に改める。

別表第六の二のチ 医療職給料表(二)降格時号給対応表中

70
72
74
76
79
82

63
----

を

46
48
50
52
56
60
64

に改める。

別表第六の二のト 医療職給料表(一)降格時号給対応表中

45
46
47
51
55
59

を

67
70
73
76
77
78
79

に改める。

101
102
103
104
107
110
113
116
118
120

に

66
68
70
72
74
76
78

118
-----

を

78
80
82
84
85
86
87
88
90
92
94
96
97
98
99
100

86
88
89
90
91
92
93
94
95
96
98
100
102
104
106
108
110
112
115

# 令和元年12月24日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第三十号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十年」を「十五年」に改める。

別表第二中

30,000	50,000
27,000	46,000
24,000	42,000
21,000	38,000
18,000	34,000
15,000	30,000
12,000	27,000
9,000	24,000
6,000	21,000
3,000	18,000
	15,000
	12,000
	9,000
	6,000
	3,000

を  
に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

# 令和元年12月24日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第三十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百十二・五以上百分の百八十五」を「百分の百十七・五以上百分の百九十五」に、「百分の百三十八・五以上百分の二百二十五」を「百分の百四十三・五以上百分の二百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百十二・五」を「百分の百六以上百分の百十七・五」に、「百分の百二十四以上百分の百三十八・五」を「百分の百二十九以上百分の百四十三・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の九十四・五」に、「百分の百九・五」を「百分の百十四・五」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。